

岸和田市環境保全条例の一部改正について（報告）

1. 改正の背景

岸和田市環境保全条例（以下「市条例」という。）では日照障害防止の観点から日照確保時間の基準を定め、建築物の高さを制限しています。

制限を設けてから 40 年が経過した現在、人口は増加から減少局面へ転換しており、本市のまちづくりの方向性が都市機能の集積、まちなか居住の誘導へと変化しています。

そこで、快適なまちなか居住の環境づくりを目指すため、まちづくりの方向性と市条例の規制内容を合致させる必要性が生じました。

2. 改正の内容

日照障害防止に関して、建築基準法に基づき大阪府建築基準法施行条例（以下「府条例」という。）は地域ごとに建築物の高さに応じた日影時間を指定し、建築物の高さを制限しています。

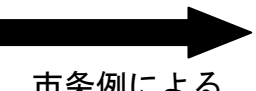
また、本市は市条例で工業地域、準工業地域、商業地域及び近隣商業地域において、同様に日照確保時間の基準を定め、建築物の高さを制限しています。

今回、市条例の日照確保時間の基準を廃止し、工業地域、準工業地域、商業地域及び近隣商業地域の建築物の高さの制限を無くします。

ただし、住居系の地域及び用途地域の指定のない区域については、引き続き府条例による建築物の高さの制限が残り、日照障害防止が図られます。

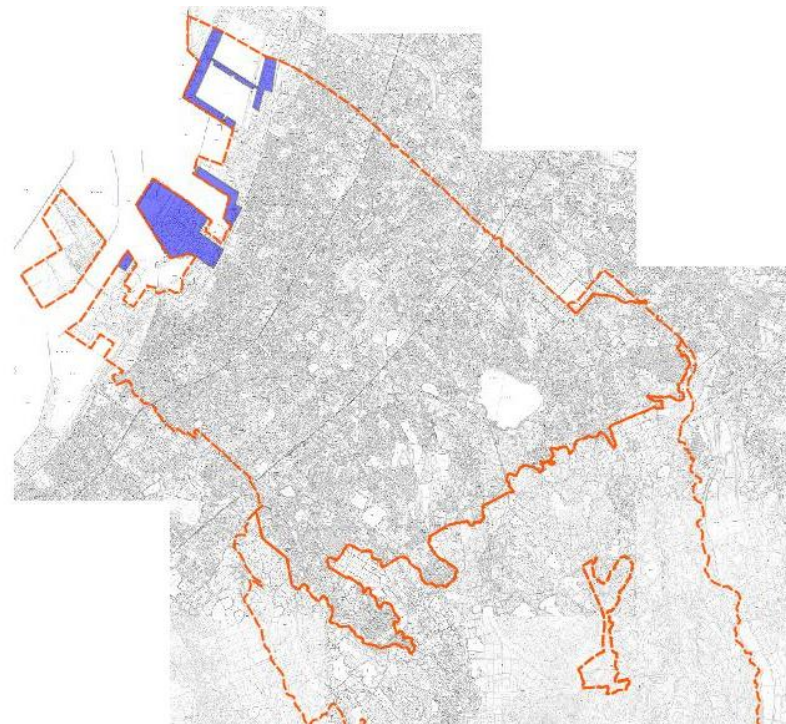
なお、市条例の改正後の建築物の高さの制限については下表のとおりとなります。

表 現行及び市条例改正後の日照障害防止に関する建築物の高さの制限の有無

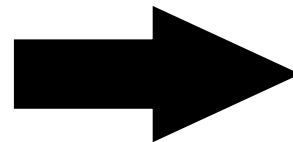
建築物が位置する地域又は区域	現行		改正後
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	高さの制限 有り	 引続き府条例による制限	高さの制限 有り
工業地域 準工業地域 商業地域 近隣商業地域	高さの制限 有り	 市条例による制限の廃止	高さの制限 無し
工業専用地域	高さの制限 無し		高さの制限 無し

法及び条例に基づく日照障害に関する建物高さ規制が適用されない範囲

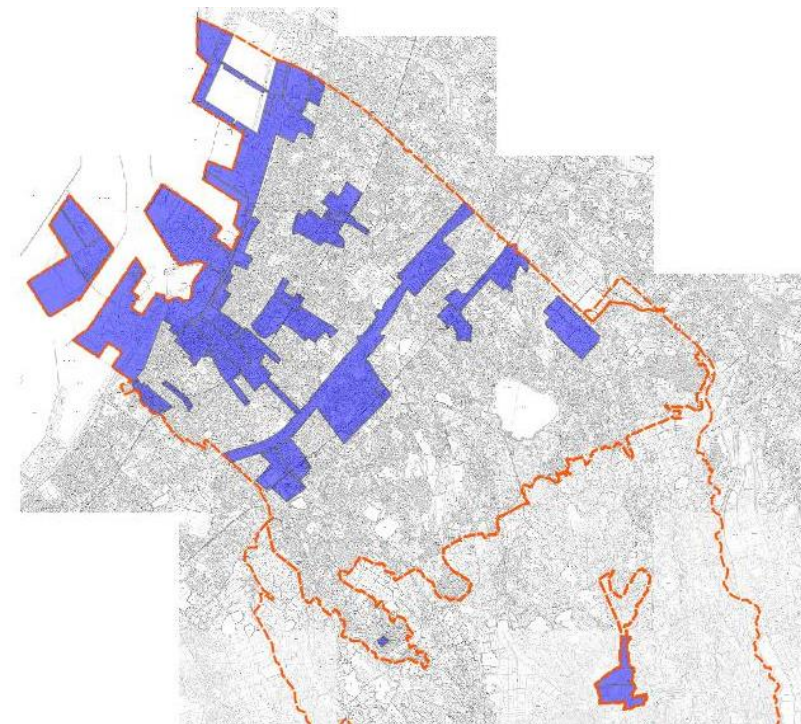
現行



- 適用されない地域
- ・工業専用地域

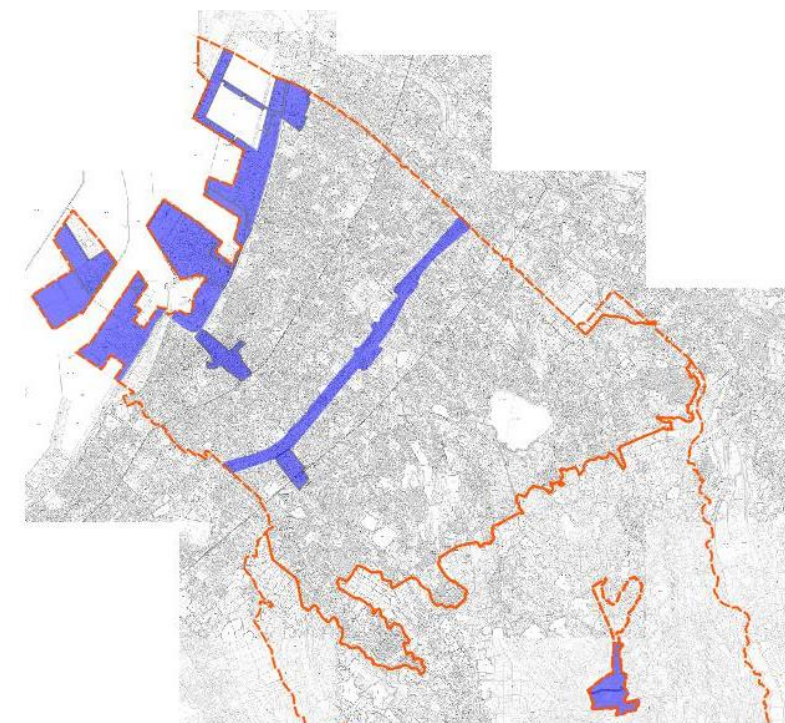


改正案



- 適用されない地域
- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・商業地域
- ・準工業地域
- ・近隣商業地域

参考：平成 27 年 2 月 6 日岸和田市環境審議会報告



- 適用されない地域
- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・商業地域
- ・準工業地域の一部